

一般社団法人中部部品加工協会 会則

(会の目的)

ものづくり産業の活性化を目的とし様々な活動を行います。

(入会の条件)

メンバーになるには会の目的に賛同し所定様式により申し込みを行い理事の推薦が必要です。 同時に入会金もしくは月額サービス締結と秘密保持誓約が必要です。

(資格の失効)

メンバーは破産や会則に背くなどの行動により資格を失うことがあります。

(退会)

メンバーはいつでも脱会可能です。ただし原則 6 か月以上前に連絡が必要です。

(メンバーの権限と活動方針の決定)

メンバーは年に 1 回、総会に参加することができ活動内容に関して議決権を 1 個有します。総会は議決権の過半数を有するメンバーの過半数で決議されます。

(会の社会的信用)

メンバーは社会的な会合の信頼を損失するような行動を行ってはならない。また反社会組織や暴力的な行為などを行ってはならない。法令を順守する。

(秘密保持規約)

メンバーは活動中に知った顧客情報など(取引先情報、図面、価格、製造方法など)を許可なく第 3 者に開示してはならない。(別途、秘密保持誓約書を提出して頂きます)

(基金の募集と入会金・年会費)

会は必要に応じて基金(活動費用)を募集します。
また入会金は一律 3 万円、年会費として正会員は 6 万円、賛助会員は 3 万円頂きます。

(報告義務)

メンバーは登録法人の基本事項(代表の交代や住所変更など)が変わった際には速やかに会に届け出る必要があります。

(免責事項)

会の提供するサービス内でのトラブルに関して、直接的に会が関与していない場合を除き一切の責任を負いません。当事者間での解決をルールとします。

2017 年 4 月 1 日改定

一般社団法人中部部品加工協会 管理事務局